不利益処分の処分基準

| 処分の名称 | | 枚方市介護サービス事業者における処分基準 |
|---|---|---|
| 根拠法令及び条項 | | 介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十第一項、第八十四条第一項、第九十二条第一項、第百四条第一項、第百十四条の六第一項、第百十五条の九第一項、第百十五条の十九第一項、第百十五条の二十九第一項及び第百十五条の四十五の九第一項<br>（平成９年法律第 123 号） |
| 処分基準 | 法令の基準 | 別添のとおり |
| | 具体的基準 | 別添のとおり |
| | 参 考 事 項 | |
| 備　　考 | | |